# 令和2年第4回教育委員会定例会 会議録

### ■ 開催年月日

令和 2 年 4 月 27 日 (月) 13 時 31 分 開 会 14 時 08 分 閉 会

# ■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

### ■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代

教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福冨 早央里, 中村 みゆき

# ■ 欠席委員

なし

### ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長鶴窪誠作教育総務課長鮎川富男学校整備室長中島裕一学校教育課長常深章

社会教育課長内村 喜代志歴史文化課長中摩 浩太郎スポーツ振興課長紺屋 聖一学校給食センター所長有馬 芳文指宿商業高校事務長湯ノ口 繁生

### ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2)会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
  - ・日程第1 報告第5号 令和元年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分について
  - ・日程第2 報告第6号 指宿市立学校管理規則の一部改正について
  - ・日程第3 報告第7号 指宿市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の任命について

- ・日程第4 報告第8号 指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の補 欠委員の任命について
- ・日程第5 議案第22号 指宿市立小中学校閉校記念事業補助金交付要綱の制定について
- ・日程第6 議案第23号 指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程の一部改 正について
- ・日程第7 議案第24号 指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体表彰規程の制定につい て
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

# ■ 会議要旨

# 1 開会の宣告

### (吉元教育長)

ただ今から、令和2年第4回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

### (吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回の会議録の承認

#### (吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和2年第3回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて,ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

#### (吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

### 4 会議録署名者の指名

### (吉元教育長)

次に,本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により,本日の会議録の署名 委員を,福富委員にお願いいたします。

### 5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告ですが、まず、教育長職務代理者の指名についてです。4月1日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の規定に基づき、七夕委員を教育長職務代理者に指名しましたことをご報告申し上げます。

七夕委員には、快くお引き受けいただきまして、感謝いたしております。今後ともよろしくお 願い申し上げます。

それでは、別紙、資料を準備してございますのでご覧ください。

項目1・2でございます。

4月1日,市役所関係,教育委員会関係,学校関係の辞令交付から始まりました。教育委員会関係の中で,教育長就任のご挨拶もさせていただきました。

項目3でございます。

4月3日,公立学校の検診等をご依頼する学校医の皆様に各医療機関において,委嘱状の交付をしました。

4月13日、COCCOはしむれの講堂において、今回31回開催となるシルバー美術展の企画運営を担う実行委員会委員の皆様に委嘱状を交付しました。

また,4月17日にCOCCOはしむれの講堂において,指宿市文化財の新しい掘り起こしや文化財の定義付けを指導していただく,文化財保護審議会委員の皆様に委嘱状を交付いたしました。 項目4でございます。

4月6日・7日,市内公立学校の入学式が開催されました。新型コロナウイルス対策により、 教育委員告示につきましては、書面にて対応しました。

項目5でございます。

4月7日,教育機関12か所の施設を鶴窪部長・鮎川教育総務課長と視察しました。それぞれの 担当により説明を受けながら,施設内外を視て回りました。サッカー場につきましては,進捗状 況の説明を受けました。

項目6でございます。

4月8日・9日の2日間にわたり、指宿商業高校並びに各課における、懸案事項及び事業説明を受けました。

項目7でございます。

4月13日,新型コロナウイルス対策の一環として,山川小学校で6年生のクラスにおいて,アルコール消毒液を6年生児童代表に配布しました。市長・教育長が挨拶の中で,コロナウイルスの予防法などを話しました。アルコール消毒液については,全市立学校へ配布してあります。

項目8でございます。

4月16日,南薩教育事務所において,令和2年度第1回地区教育長会が開催されました。常深 学校教育課長と出席いたしました。

項目9でございます。

4月21日から23日の3日間にわたり、市立学校を訪問いたしました。各学校の概要、本年度の学校経営方針と、その具体策について説明を受けました。また、学校施設も視察させていただきました。全学校、環境整備が整っており、児童生徒が学校へ気持ちよく通える環境つくりに心がけているなと感じました。臨時休校ではございましたが、小学校では自習学習に参加している児童の皆さんが元気よく挨拶をしてくれました。

項目10でございます。

指宿市新型コロナウイルス対策本部会議が、4月に入り、これまで5回開催され、発生事案等を基に対応の方法や対策の協議をしております。

項目11でございます。

新型コロナウイルス感染増加に対応する国や県の緊急事態宣言を受けまして,市立学校を4月22日から5月6日まで臨時休業としました。小中学校につきましては,4月30日に臨時登校日を設けております。また,臨時休業中の自習教室につきましては,前回,小学校1・2年生を対象としましたが,今回は小学校の全学年を対象として,自習教室を開催しております。

以上,教育長報告を終わります。

#### 6 議事

### (吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1,報告第5号,令和元年度学校給食費滯納繰越分の不納欠損処分についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

#### (鶴窪部長)

日程第1,報告第5号,令和元年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分について,ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定に基づき,次のとおり令和元年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分について,教育長が専決処理したので,同条第3項の規定により報告するものであります。

学校給食費の徴収については、指宿市学校給食センター条例施行規則第4条第6項第1号及び 指宿市学校給食センター管理運営要綱第5条の規定により、「指宿市学校給食センター運営委員 会に諮って審議し、指宿市教育委員会が決定する。」とされておりますが、指宿市教育委員会の 行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定により、教育長の専決事項となっております。 今回、不納欠損処理の対象となる学校給食費について、教育長が専決処理したので、同条第3項 の規定により報告するものであります。

資料の3ページをご覧ください。

まず、不納欠損処分についてご説明を申し上げます。不納欠損処分とは、「歳入徴収額を調定したものの何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込みがないため、その徴収を諦めること。」を言い、不納欠損処分にあたっては、債権者が一定期間権利を行使しないことによって、債権が消滅する制度である「消滅時効」が成立している必要があります。学校給食費の「消滅時効」については、民法第173条第3号の規定が適用され、未納となってから2年が経過した給食費の滞納繰越分については、時効による不納欠損処分を行うことになります。

資料の4ページをご覧ください。

令和元年度の学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分につきましては,指宿学校給食センターが68件で159万3,176円,山川学校給食センターが64件で219万352円,合計では132件で378万3,528

円となっております。今回の不納欠損処分により、令和2年4月1日時点での学校給食費の滞納 繰越分については、指宿学校給食センターが6件の17万4,648円、山川学校給食センターが3件 の10万5,110円で、合計では9件の27万9,758円となります。学校給食費の未納対策については、 毎年、学校給食費未納対策委員会を開催し、未納対策について協議するとともに、給食センター と学校が連携して未納額の解消に取り組んでおりますが、今後も更に未納解消の取組を強化する など、不納欠損が発生しないよう努めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

### (吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。 以上で、日程第1、報告第5号は終了いたします。

### (吉元教育長)

次に,日程第2,報告第6号,指宿市立学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。 提案の説明をお願いします。

#### (鶴窪部長)

日程第2,報告第6号,指宿市立学校管理規則の一部改正について,ご説明申し上げます。 資料の5ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき,学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

今回の本規則の一部改正は、学校における働き方改革を推進するため、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正により、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされたことに伴い、学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、在校等時間の上限を規則に定めたものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、9ページをご覧ください。 第7章 職員の管理に第77条の2として「業務を行う時間の上限」を定め、学校の教育職員の 在校等時間の上限に関する事項を追加したものであります。上限の時間は、県の条例と同様で1 箇月45時間、1年360時間以内としております。また、一時的又は突発的に業務を行わざるをえ ない場合にあっては、1箇月100時間未満、1年720時間以内とし、45時間を超えて業務を行う月 数は6箇月以内としております。

なお、附則において、この規則は令和2年4月1日から施行することとしたところであります。 本来であれば、規則の改正を行う場合は、教育委員会の議決が必要でありますが、第3回教育 委員会定例会でご説明申し上げましたとおり、今回の規則改正の根拠となる規定を定めるための 県条例改正案の議決日との関係から、教育長の臨時代理により本規則の一部改正を行いましたので、本定例会において報告するものであります。

以上で,説明を終わります。

### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

### (七夕職務代理者)

第77条の2についてですが、分かりやすい言葉で言うと、残業時間ということでよろしいのでしょうか。

### (常深課長)

学校の勤務時間が終わってからの時間となりますので、残業時間にあたるのかもしれないです。 残業という概念がないものですから、そのような言葉を使っておりませんけれども。

# (七夕職務代理者)

我々が使う、一般的な残業という言葉と同じということですね。

それから、1箇月45時間、1年360時間というのは、どのような計算でこのようになっているのでしょうか。1箇月45時間であったら、1年は540時間になると思うのですが、なぜこのような数字になっているのか教えてください。

#### (常深課長)

詳しい根拠は分かりかねるのですが、県の条例でそのように決まっている関係で、県の条例に 則って同じ時間設定にしております。

#### (吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

### (吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。 以上で、日程第2、報告第6号は終了いたします。

### (吉元教育長)

次に、日程第3、報告第7号、指宿市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (鶴窪部長)

日程第3,報告第7号,指宿市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の任命について,ご説明を申し上げます。

資料の11ページをお開きいただき、別紙【報告第7号資料】委員名簿も併せてご覧ください。 指宿市スポーツ推進審議会条例第4条及び第5条の規定に基づき、指宿市スポーツ推進審議会 委員の補欠委員を次のとおり任命したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条 第2項の規定により報告するものであります。

指宿市スポーツ推進審議会条例第4条に規定する指宿市スポーツ推進審議会の委員については、 平成30年6月1日から令和2年5月31日までの2年間を任期とし、14名の委員を任命しておりま したが、役員改選及び人事異動に伴いスポーツに関する学識経験者5名、関係行政機関の職員1 名の計6名が欠員となりました。

このため、今回、指宿市スポーツ推進審議会委員の補欠委員として、まず、スポーツに関する 学識経験者のうち、指宿市自治公民館連絡協議会会長の久保憲一郎氏の後任として、同会の会長 に就任した今村修氏を、指宿市スポーツ推進委員会副会長の鶴田末博氏の後任として、同副会長 に就任した川畑文和氏を、南薩地区中学校体育連盟指宿市代表の木原正博氏の後任として、同代 表に就任した中村恵子氏を、指宿市小学校体育連盟会長の末吉理恵子氏の後任として、同会長に 就任した福元信之氏を、指宿商業高等学校保健体育教科主任の内村文彦氏の後任として、同教科 主任となりました下野政幸氏を、次に、関係行政機関の職員のうち、指宿市総務部長の有留茂人 氏の後任として、同部長に就任した中村孝氏の6名を新たに任命いたしました。

なお、任期につきましては、指宿市スポーツ推進審議会条例第5条に、「補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」と規定されていることから、令和2年4月1日から任期満了となる令和2年5月31日までとなりますが、自治公民館連絡協議会長の今村修氏につきましては、同会長の就任日である4月16日からとなっております。

以上で説明を終わります。

#### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

#### (吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。 以上で、日程第3、報告第7号は終了いたします。

#### (吉元教育長)

次に、日程第4、報告第8号、指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の補 欠委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (鶴窪部長)

日程第4,報告第8号,指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の補欠委員の任命について,ご説明を申し上げます。

資料の12ページをお開きいただき、別紙【報告第8号資料】委員名簿も併せてご覧ください。 指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第13条の規定に基づき、指宿市考古博物館時遊 館COCCO橋牟礼運営協議会委員の補欠委員を次のとおり任命したので、指宿市教育委員会の 行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により報告するものであります。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会の委員は、平成31年4月26日から令和3年4月25日までの2年間を任期とし、7名を任命しておりますが、そのうち選出区分、学識経験者の細川ゆり氏及び牧陽一氏からの申し出により、令和2年3月31日をもって、両委員が解任されたことから欠員が生じたところであります。

このため、後任の委員に、指宿白水館薩摩伝承館副部長の坂元恵子氏と、指宿高等学校教頭の 樋之口仁氏を教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づく教育長の臨時代 理により任命したものであります。

なお、任期につきましては、指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第13条第4項において、「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」と規定されていることから、令和2年4月1日から令和3年4月25日までとなります。

以上で説明を終わります。

# (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

#### (吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。 以上で、日程第4、報告第8号は終了いたします。

#### (吉元教育長)

次に、日程第5,議案第22号,指宿市立小中学校閉校記念事業補助金交付要綱の制定について を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (鶴窪部長)

日程第5,議案第22号,指宿市立小中学校閉校記念事業補助金交付要綱の制定について,提案のご説明を申し上げます。

資料の13ページをご覧ください。

指宿市立小中学校閉校記念事業補助金交付要綱を別紙のとおり制定したいので,指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、指宿市立小学校及び中学校の閉校に伴い、閉校となる学校の閉校記念事業実行委員会が、閉校記念を目的として実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するための要綱を制定するものであります。今年度は、山川の4小学校の閉校記念事業補助金として取り扱うものであります。

14ページをご覧ください。

第1条では趣旨を,第3条では補助対象経費を定めております。補助金の交付対象経費は,閉校記念行事,閉校記念碑の建立及び閉校記念誌等の発行に係る経費,そのほか市長が必要と認める経費で,記念品代,食糧費及び会議費を除くものとしております。第4条では補助金の額として,50万円を限度とするとしております。

15ページをご覧ください。

附則において,この告示は令和2年5月1日から施行することとしております。 以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

### (吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5,議案第22号については、提案のとおり可決することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

### (吉元教育長)

それでは、日程第5、議案第22号については、提案のとおり可決することといたします。

#### (吉元教育長)

次に、日程第6,議案第23号,指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (鶴窪部長)

日程第6,議案第23号,指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程の一部改正について,提案のご説明を申し上げます。

資料の16ページをご覧ください。

指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程の一部を別紙のとおり改正したいので、 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求め るものであります。

本案は、新たに「指宿市歴史文化功労者及び優良団体に関する表彰規程」を制定しようとすることから、本規程の所要の改正をしようとするものであります。

18ページをご覧ください。

新旧対照表にお示しのとおり、第3条の表彰の対象となる活動の中から、歴史文化振興に関する活動の第10号から第12号を削り、第13号及び第14号をそれぞれ3号ずつ繰り上げるものであります。

なお、附則において、この告示は令和2年5月1日から施行することとしております。 以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

### (吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6,議案第23号については、提案のとおり可決することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

### (吉元教育長)

それでは、日程第6、議案第23号については、提案のとおり可決することといたします。

#### (吉元教育長)

次に、日程第7,議案第24号,指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体表彰規程の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (鶴窪部長)

日程第7,議案第24号,指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体表彰規程の制定について,提 案のご説明を申し上げます。

資料の19ページをお開きください。

指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体表彰規程を別紙のとおり制定したいので,指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

これまで、歴史文化振興活動部門に該当する功労者及び優良団体の表彰は、指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程に基づき行っておりましたが、近年、芸術文化活動、郷土芸能の継承活動や文化財保護活動については、少子高齢化とそれに伴う集落活動の低下により、担い手の減少が著しい現状があります。今後、歴史文化振興活動功労者について、重点的に表彰を行い、その功労に光を当て、広く市民に周知することは、活動の活発化や後継者の育成、発掘のはずみにつながると考えております。

このようなことから、今回、歴史文化振興に関する表彰の対象となる活動部門を独立させ、更なる歴史文化の振興を図るため、新たに本規程を制定するものであります。

なお、附則において、この告示は令和2年5月1日から施行することとしております。 詳細につきましては、中摩歴史文化課長がご説明申し上げます。

### (中摩課長)

それでは、指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体表彰規程の概要について、ご説明いたしますので、資料の20ページをお開きください。

まず,第1条は,「趣旨」について規定しておりまして,「本市における歴史文化の振興及び歴 史文化の啓発・普及等に多年にわたり寄与し,かつ,その功績が顕著である個人又は団体を表彰 することについて必要な事項を定めるもの」としております。

続きまして, 第2条は, 「表彰の基準」について規定しております。

第1号で「おおむね5年以上の継続した活動経歴を持ち、その活動内容が年々向上し、かつ、今後も活動が見込まれること。」、第2号で、「活動が、歴史文化の振興及び歴史文化の啓発・普及等の推進に寄与し、その功労が他の模範と認められること。」、第3号で「団体の場合は、規則等が整備され、自主的に会務を運営していること。」、第4号で「過去10年以内において同じ活動内容による表彰を受けていないこと。」と定めております。

次に、第3条は、「表彰の対象となる活動」について規定しております。

表彰の対象となる活動は、「芸術文化活動」、「郷土芸能継承活動」、「伝統行事継承活動」、「文化財保護活動」、「歴史文化に関する啓発普及活動」、「歴史文化に関する調査研究活動」、「その他歴史文化に関する活動」としております。

第4条は、「表彰候補の推薦」について規定しております。

表彰候補の推薦につきましては、22ページにお示しの推薦書により、「指宿市教育委員会に対して、社会教育関係団体、その他公共的団体、コミュニティ団体等の長が行うもの」としております。

第5条は、「表彰の決定」について規定しており、「教育委員会は、第4条の推薦を受けたときは、指宿市文化財保護審議会に諮り、その意見を聴いた上で被表彰者を決定するもの」としております。

第6条の「表彰の時期」については、「表彰は市生涯学習推進大会において、教育委員会が行う」こととしております。

最後に、第7条「その他」では、この告示の委任規定として、「この告示に定めるもののほか、 表彰に関し必要な事項は、教育長が別に定める」旨を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

#### (七夕職務代理者)

議案第24号については、議案第23号から独立したと捉えてよろしいのでしょうか。

#### (中摩課長)

そのとおりでございます。

### (別府委員)

郷土芸能や伝統行事を継承していくことが、どんどん失われていく中で重要なことですし、このような表彰規程ができることは良いことだと思います。

表彰は、市の生涯学習推進大会においてとなっておりますが、こういった活動を発表する機会や、一般の市民が触れる機会というのは、どういったことが具体的にあるのでしょうか。

### (中摩課長)

これまでは、3地域における文化祭の場での発表又は生涯学習フェスティバルでの発表のほか、開聞地域では、開聞郷土芸能祭が年に1回、8月の末に開催されております。あとは、産業まつりや指宿温泉祭の舞台上での発表等がされているところです。それ以外は、各集落等で行われる六月灯や敬老会、そういった場で発表されているところです。

### (吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

### (吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第7、議案第24号については、提案のとおり可決することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

### (吉元教育長)

それでは、日程第7、議案第24号については、提案のとおり可決することといたします。

#### 7 その他

#### (吉元教育長)

以上で、本日、予定されていました議案等については、すべて終了いたしました。 その他で何かございませんか。

(なしの声)

#### 8 閉会

#### (吉元教育長)

以上で、令和2年第4回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。